

塩那森林管理署仕様書

1 総 則

- (1) この塩那森林管理署仕様書(以下「作業仕様書」という。)は、松くい虫等伐倒駆除事業における仕様を示すものであり、請負事業の全般に係る一般的な事項は造林請負事業標準仕様書によるものとする。
- (2) これに示されていない事項及び特殊な作業については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、この作業仕様書に優先するものとする。

2 松くい虫等伐倒駆除（伐倒破碎処理等）

(1) 作業内容

被害木を伐倒、枝払い、玉切り、集材・木寄せし、産業廃棄物処理事業者に運搬のうえ破碎又は焼却して産卵、穿孔中の幼虫等を処分し成虫の発生を防止し、松くい虫等のまん延を防止するものである。

(2) 伐倒、枝払い、玉切り、集材・木寄せ、運搬、破碎又は焼却等処理

- ① 伐倒する木はビニールテープ及びナンバーテープ、根元に赤ペンキで表示してある。伐採高は、30cm以下とする。
- ② 伐倒方向は樹形、隣接木の状況、地形、風向き等を考えて最も安全な方法を選ぶ。
- ③ 伐採点は、山側の地際を標準とする。伐根には表示されているナンバーテープを移動するか、マジック等でナンバーを表記すること。
- ④ 伐倒木は、集材・運搬に支障とならないよう枝払い及び玉切りを行うこと。
- ⑤ 玉切りした丸太及び枝条等は、運搬しやすい場所に集材・木寄せし、産業廃棄物処理業者に運搬のうえ、破碎又は焼却等処理を行う。

(3) 安全管理

作業中は危険回避のため、関係者以外の立ち入りを禁止する措置を講ずること。

(4) チェーンソー作業における振動障害の予防

チェーンソーによる振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー取扱い作業指針」（平成21年7月10日基発0710第1号・別紙）を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。

特別伐倒駆除（伐倒破碎処理等）特記仕様書

（保安林等法令制限林の着手について）

保安林等法令制限については、監督職員が指示する。

（事業用車両の制限及び遵守事項について）

- (1) 事業用運搬路として公衆に供する道路や林道を通行するに際には、
道路敷、周辺構造物等の第三者所有物に損害を与えないこと。また、道路
施設への損害等の行為があった場合は、原因者負担により対処すること。
- (2) 車両の安全運行、道路専有、過積載防止等については、法令に基づき荷
主又は事業者の責任により行うこと。

（伐倒木等の取扱）

- (1) 伐倒木については、101 ち小班内の監督職員の指示する位置に集積する
こと。
- (2) 造材寸法は 2.00m とすること。

（移動・運搬・破碎処理等）

アカマツ丸太及び枝条等の処理にあたり、移動・運搬する際、搬出する前に
必ず監督職員の確認を受けること。また破碎処理等終了後は、搬入先の産業廃
棄物管理票等の処理が確認できる証明書（マニフェスト伝票）を提出すること。

（放射線障害防止措置）

請負者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等
を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規」（平成 23 年厚生労働省
令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適
切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（CSF（豚熱）の感染拡大防止について）

CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、栃木県における CSF 対策を熟知して、適
切な対応に努めること。

（事業実行上特に留意する事項）

- (1) 当該事業地では官民界と隣接しているため、伐採・搬出の際には十分境
界を確認の上、民地の立木等を損傷することのないよう作業を実施するこ
と。

- (2) 境界標等については適宜保全措置を実施し、棄損しないよう留意すること。万が一、損傷を与えた場合には原因者負担において復元すること。
- (3) 境界標、境界線上の枝条等は国有林内に片付け、土砂、枝条等を民有地に放置しないこと。
- (4) 境界が不明な場合は、監督職員に立合を依頼すること。
- (5) 当該事業地にある道路、電柱、電線、支線等が支障となる場合は、請負者において所定の手続きを行うこと。万が一、損害が生じた際は原因者負担により対処すること。
- (6) 希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受けること。
- (7) 101 い林小班及び 101 へ林小班の一部区域については、オオタカの営巣が確認されており、育雛を妨げないよう優先的に伐採を終えること。正確な区域と時期については、監督職員が指示する。
- (8) 伐倒木の位置などを記した図面を契約後に手交する。